

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則とフランチャイズシステム
に関する独占禁止法上の考え方



令和6年6月末日

(社)日本フランチャイズチェーン協会 正会員

ちムニー株式会社

フランチャイズ契約のご案内

チムニー株式会社

〒130-0014

住所 東京都墨田区亀沢一丁目1番 15 号

担当部門 店舗開発担当 開発部

石原裕二・馬場基成

TEL (03) 5839-2600(代表)

FAX (03) 4570-5883

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方にしたがって当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

TEL (03) 5777-8701

この案内は令和6年6月末日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容については提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

チムニーグループへの加盟を希望される方へ

～フランチャイズ契約を締結する前に～

この度は、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討頂きまして誠にありがとうございます。

当社は、「はなの舞」「さかなや道場」「魚鮮水産」「やきとり道場」「大衆食堂安べゑ」「さかな酒場魚星」「チムニー」「こだわりやま」「升屋」「軍鶏農場」「豊丸水産」「牛星」「まるごと北海道」「もんじ」「北海道 知夢仁」「火入れ みつ囲」などのブランドのもとに居酒屋業態のフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、居酒屋業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システムにて統一され、お客様に安全・安心をご提供して今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「お客様からの信頼」です。お客様に繰り返しご利用いただき「固定客・常連顧客」となっていただくためには、どのお店も安全・安心を第一とした、同じ品質の商品とお客様の期待以上の接客サービスを提供できることが必須となります。

これを実現するために、チムニーチェーンの経営に参加いただく方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを遵守いただきます。そのために、最初からチムニーグループとは異なる独自の経営手法を重視され、自らの経験、ノウハウ、システム、イメージの経営を希望される方々には、チムニーグループへの加盟はお勧めすることができません。

当社のフランチャイズシステムチェーンは、当社と加盟店様にそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品開発等のシステムの整備を行い、物流・データ管理・店舗指導などの加盟店様が単独で行うことが困難な業務を担当します。一方、加盟店様は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して店舗運営・経営を行います。

このことが加盟店様の成功の源であり、同時に当社の成長の源となります。当社の経営努力は加盟店様の経営支援が中心となります。我々はこの関係を『共存共栄』と呼んでいます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページにお進みください。

| 目 次 | | | |
|---|----------------|----------------------------------|---|
| 項目 | 頁 数 | 中小小売商業振興法及び 中小小売商業振興法施 行規則 | 公正取引委員会 ガイドライン |
| フランチャイズ契約のご案内 | 2 | | |
| チムニーグループへの加盟を希望される方々へ | 3 | | |
| 第1部 チムニー株式会社とチムニーフランチャイズ システムについて | 6 | | |
| 1. 当社の経営理念 | | | |
| 2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他の 事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引 銀行・従業員数・子会社の名称及び事業種類・ 所属団体・沿革等 | 7 8 9 | 規則第10条1号 2号 3号 5号 | |
| 3. 会社組織図 | 10 | | |
| 4. 役員一覧 | 11 | 規則第10条1号 | |
| 5. 直近3事業年度の貸借対照表・損益計算書 | 12 | 規則第10条4号 | |
| 6. 売上・出店状況(加盟店の推移) | 13 | 規則第10条6号 規則第11条6号イ | |
| 7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内の新規営業開 始及び契約終了の店舗数 ・直近3事業年度内の契約更新等の加盟者の 店舗数 | 13 | 規則第11条第6号ロ ハ・ニ | |
| 8. 訴訟件数 | 13 | 規則第10条8号 | |
| 第2部 フランチャイズ契約の要点 | 14 | | |
| 1. 契約の名称等 | 14 | | |
| 2. 売上・収益予測についての説明 | 14 | | 2-(2)-イ 2-(3)-① |
| 3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額と算定方法 ②性質 ③お支払い時期 ④お支払い方法 ⑤当該金銭の返還の有無及び条 件 | 14 15 16 | 法第11条1号 規則第11条1号イ～ホ | 2-ア(2)-ア③ |
| 4. オープンアカウント等の送金 | 16 | 規則第10条14号 | 2-ア(2)-ア⑤ |
| 5. オープンアカウント等の与信利率 | 16 | 規則第10条15号・16号 | 2-ア(2)-ア⑤ |
| 6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売又はあつせんする商品の種類 ②商品等の供給条件 ③配送日・時間・回数 ④仕入先の推奨制度 ⑤発注方法 ⑥売買代金 の決済方法 ⑦返品 ⑧在庫管理等 ⑨販売方法 ⑩商品の販売価格について ⑪許認可を要する商品の販売について | 16 17 18 | 法第11条2号 規則第11条2号イ・ロ | 2-(2)-ア① 3-(1)-ア・イ 3-(2) 3-(3) |

| 項目 | 頁 数 | 中小小売商業振興法及び 中小小売商業振興法施 行規則 | 公正取引委員会 ガイドライン |
|---|----------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 7. 経営の指導に関する事項 | 18 | 法第11条3号 規則第11条3号イ～ハ | 2-(2)-ア② |
| 8. 使用させる商標・商号・その他の表示事項 | 19 | 法第11条4号 規則第11条4号イ・ロ | |
| 9. 契約期間・更新及び解除に関する事項 ①契約期間 ②更新の条件及び手続き ③契約解除の条件及び手続 ④契約解除によって生じる損害賠償額・算定方法 | 19 20 21 | 法第11条5号 規則第11条5号イ～ニ | 2-(2)-ア⑦ 2-(3)-④ 3-(1)-イ-④ |
| 10. 加盟者が定期的に支払う金額 ①金額と算定方法 ②金額の性質(ロイヤリ ティ) ③お支払い時期 ④お支払い方法 ⑤当該金銭の返還の有無及び条件 | 21 22 | 法第10条13号 規則第11条8号イ～ニ | 2-(2)-ア④ 2-(3)-②③ |
| 11. 店舗の営業時間・営業日・休業日 | 22 | 規則第10条9号 | 3-(1)-ア 2-(2)-ウ |
| 12. テリトリー権の有無 | 22 | 規則第10条10号 | 2-(2)-ア⑧ 3-(1)-ア |
| 13. 競業禁止義務の有無 | 23 | 規則第10条11号 | 3-(1)-ア |
| 14. 守秘義務の有無 | 23 24 | 規則第10条12号 | |
| 15. 店舗の構造と内外装についての特別義務 | 24 | 規則第10条17号 | 3-(1)-ア |
| 16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務 に関する事項等 | 24 | 規則第10条18号 | |
| 17. 事業活動上の損失に対する補償の有無 | 24 | | 2-(2)-ア⑥ |
| 18. 特約等 | 24 | | |

第1部 チムニー株式会社とチムニーフランチャイズシステムについて

1. 当社の経営(企業)理念

「心」と「食」と「飲」を通じて、地域社会に「出会い」「語らい」「憩い」と「癒し」のサービスを提供し、世界中のお客様から”ありがとう”といわれる企業になろう。

★当社の経営方針

・安全・安心を最優先とし、QSCA の絶え間ない向上を目指す。

- *Q : Quality=品質
- S : Service=サービス
- C : Cleanliness=清潔さ
- A : Atmosphere=雰囲気

・お客様から「ありがとう」をいただくためには、

*まずは、私たちが「ありがとう」を”カタチ”にして伝える

準備 : 清潔な店頭と店内

ご来店に : 数ある居酒屋の中から、選んでいただけたことに感謝
『笑顔でお出迎え』

ご飲食 : ご注文品を迅速かつ正確にご提供

お会計 : 貴重なお時間を過ごしていただいたことに感謝
『笑顔でお見送り』

2. 本部の概要

令和6年6月末日時点

- (1) 社名 チムニー株式会社
- (2) 登記上 〒130-0014
本店所在地 住所 東京都墨田区亀沢一丁目1番15号
本部所在地 〒130-0026
住所 東京都墨田区両国三丁目22番6号
雷電ビル 6・7・8 階
TEL (03)5839-2600
FAX (03)4570-5883
URL <https://www.chimney.co.jp>
- (3) 資本金 1億円
- (4) 設立 昭和 59 年 2 月 21 日
- (5) 事業内容 居酒屋を中心とした飲食店の経営及びフランチャイズチェーン展開。給食及び施設内での飲食店の営業受託
- (6) 他の事業 食材供給事業
- (7) 主要株主 株式会社やまや、アサヒビール株式会社
麒麟麦酒株式会社、加藤産業株式会社
- (8) 主要取引銀行 みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、りそな銀行、三井住友銀行
- (9) 従業員数 社員 632 名 キャストパートナー 1,538 名(連結)
キャストパートナーは一人当たり 173 時間で換算
- (10) 子会社の名称及び事業酒類
株式会社紅フーズコーポレーション(飲食事業)
めっちゃ魚が好き株式会社(飲食事業)
大田市場チムニー株式会社(飲食事業)
- (11) 所属団体 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
一般社団法人日本フードサービス協会

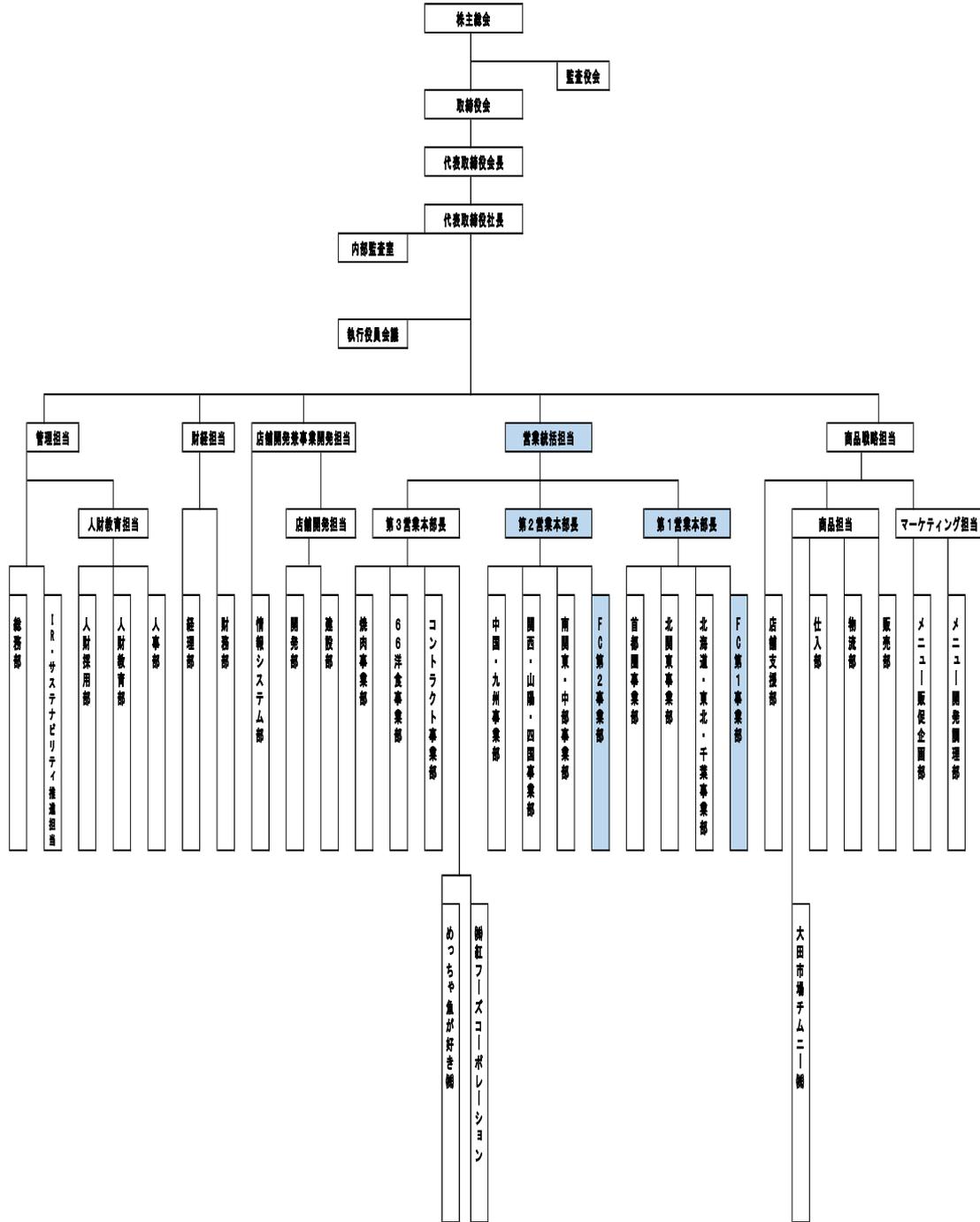
【沿革】

| | | |
|-------|-----|--|
| 1984年 | 2月 | ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)の100%出資子会社として会社設立 |
| 1984年 | 3月 | 直営1号店として高田馬場店を開店 |
| 1986年 | 5月 | フランチャイズ1号店として東金店を開店 |
| 1990年 | 11月 | 代表取締役社長に和泉學氏が就任 |
| 1994年 | 12月 | 70号店として、「洋風居酒屋・チムニー」八重洲店が開店 |
| 1995年 | 1月 | 現在の主力業態である「寿司居酒屋・はなの舞」1号店、京橋店を開店 |
| 1995年 | 2月 | 東京都墨田区亀沢1丁目5番8号に、本社社屋を持つ |
| 1995年 | 3月 | 本社ビル内に「洋風居酒屋・チムニー」「寿司居酒屋・はなの舞」を同時開店。順次、浅草雷門店・亀島店・京橋3丁目店・銀座本店・日本橋店を開店 |
| 1997年 | 6月 | 新業態「居食工房・こだわりや」の1号店として天神橋店を開店 |
| 1997年 | 12月 | チムニーグループ100号店として御殿場高原ビール「ビア・チムニー丸の内店」を開店 |
| 1998年 | 10月 | 損害保険代理店開設 |
| 1999年 | 2月 | 資本金を1億1,600万円に増資 |
| 1999年 | 6月 | チムニーグループ150号店舗達成 |
| 2000年 | 1月 | 新物流システムを導入、POSと物流のトータルシステムをスタート |
| 2000年 | 4月 | メニューに対する新概念「安全・安心・健康」の全面導入開始 |
| 2000年 | 10月 | 資本金を1億2,900万円に増資 |
| 2001年 | 3月 | 人財育成を目的とした「教育訓練部」を設置。社員教育の充実を図る |
| 2002年 | 4月 | 新業態「創作居酒屋・団欒炎」を出店 |
| 2003年 | 3月 | ホームタウンシステムを導入し地域密着の店舗運営を推進 |
| 2003年 | 11月 | はなの舞の旗艦店として「北千住店」を開店 |
| 2004年 | 6月 | 地域貢献として、ホームタウン制度が評価され農林水産大臣賞を受賞 |
| 2005年 | 2月 | ジャスタック証券取引所に株式を上場。資本金を9億31万円に増資 |
| 2005年 | 5月 | 株主優待制度を新設 |
| 2005年 | 12月 | 株式分割(1株⇒2株)を発表。300店舗達成 |
| 2006年 | 4月 | 両国駅ビルに本部本社機能に移転 |
| 2006年 | 10月 | 埼玉県川口市に第二物流センターを開設 |
| 2007年 | 4月 | 資本金を17億6,488万円に増資 |
| 2008年 | 12月 | 東京証券取引所市場第二部への上場 |
| 2009年 | 4月 | 防衛省本省内に「お食事処・花つつじ」を出店 |
| 2009年 | 9月 | 500店舗達成 |

| | | |
|-------|-----|--|
| 2009年 | 11月 | カーライルグループに属する株式会社エフ・ディーが、当社普通株式に対して公開買付を実施 |
| 2009年 | 12月 | 公開買付の結果、同社保有議決権の数が50%超えとなり株式会社エフ・ディーが親会社となる |
| 2010年 | 4月 | 東京証券取引所上場廃止 |
| 2011年 | 11月 | 漁業を生業とする子会社 魚鮮水産株式会社設立 |
| 2012年 | 12月 | 東京証券取引所市場第二部への再上場 |
| 2013年 | 3月 | 700店舗達成 |
| 2014年 | 1月 | 魚鮮水産株式会社、紅フーズコーポレーション、めっちゃ魚が好き株式会社の3社を連結子会社化 |
| 2014年 | 3月 | 東京証券取引所市場第二部から市場第一部へ市場変更 |
| 2016年 | 2月 | 本社を東京都台東区柳橋に移転 |
| 2016年 | 3月 | 大田市場チムニー株式会社を設立 |
| 2017年 | 6月 | マルシェ株式(東証一部上場)と業務資本提携を締結 |
| 2017年 | 12月 | 洋食事業7店舗を事業譲受け。66洋食事業部として発足 |
| 2018年 | 8月 | ベトナム社会主義共和国ハノイ市にチムニーベトナムを設立 |
| 2018年 | 11月 | 株式会社つぼ八の34%の株式を取得し、持分法適用関連会社とする |
| 2019年 | 12月 | チムニー公式アプリをスタート |
| 2021年 | 3月 | 本社を東京都墨田区両国に移転。資本金の額を1億円とする |
| 2022年 | 6月 | 代表取締役社長に茨田篤司が就任 |
| 2023年 | 6月 | 東京証券取引所、スタンダード市場上場適合 |
| 2023年 | 7月 | 新業態「両国だしもんじゃ・もんじ」を北千住に開店 |
| 2023年 | 7月 | 連結子会社の(株)シーズライフを吸収合併する |
| 2024年 | 2月 | 旧チムニー(株)の設立から、創業40周年を迎える |
| 2024年 | 3月 | 新業態「北海道 知夢仁」を銀座に開店 |
| 2024年 | 6月 | 新業態「火入れ みつ罎」を新宿パレットビルに開店 |

3. 会社組織図

令和6年6月末日現在



4. 役員一覧

令和6年6月末日時点

| 役 職 | 氏 名 |
|---------------------------------|--------|
| 代表取締役会長 | 山内 英靖 |
| 代表取締役社長 兼 社長執行役員 | 茨田 篤司 |
| 取締役副社長執行役員 商品戦略担当 | 水上 貴史 |
| 取締役専務執行役員 営業統括担当(フランチャイズ責任者) | 根本 博史 |
| 取締役常務執行役員 店舗開発兼事業開発担当 | 伊藤 浩之 |
| 取締役常務執行役員 管理担当兼 IR・サステナビリティ推進担当 | 寺脇 剛 |
| 取締役 財経担当 | 阿部 真琴 |
| 取締役 | 糠塚 紀久夫 |
| 取締役 | 田原口 裕基 |
| 取締役 | 大竹 聡 |
| 取締役 | 中島 慎輔 |
| 取締役 | 大関 均 |
| 取締役 | 長山 恒正 |
| 執行役員 人財教育担当 兼 人事部長 | 谷内田 正志 |
| 執行役員 マーケティング担当 | 菊池 隆司 |
| 執行役員 第一営業本部長(フランチャイズ担当) | 小沼 泰広 |
| 執行役員 商品担当 | 大屋 伸介 |
| 執行役員 店舗支援部長 | 高延 寿栄 |
| 執行役員 第三営業本部長 | 花田 拓也 |
| 常勤監査役 | 永井 政次 |
| 監査役 | 早坂 克昭 |
| 監査役 | 越仲 信雄 |

5. 直近 3 事業年度の連結貸借対照表及び連結損益計算書

●貸借対照表

| 資産の部 | | | |
|------|----------|----------|----------|
| 科目 | 金額(百万円) | | |
| | 2022年3月期 | 2023年3月期 | 2024年3月期 |
| 流動資産 | 12,585 | 8,850 | 9,578 |
| 固定資産 | 10,314 | 9,190 | 8,315 |
| 資産合計 | 22,899 | 18,040 | 17,893 |

| 負債の部 | | | |
|------|----------|----------|----------|
| 科目 | 金額(百万円) | | |
| | 2022年3月期 | 2023年3月期 | 2024年3月期 |
| 流動負債 | 12,243 | 9,915 | 9,057 |
| 固定負債 | 4,169 | 3,896 | 3,774 |
| 負債合計 | 16,412 | 13,811 | 12,831 |

| 純資産の部 | | | |
|---------|----------|----------|----------|
| 科目 | 金額(百万円) | | |
| | 2022年3月期 | 2023年3月期 | 2024年3月期 |
| 資本金 | 100 | 100 | 100 |
| 資本剰余金 | 7,840 | 7,647 | 4,167 |
| 利益剰余金 | △ 1,435 | △ 3,451 | 936 |
| 自己株式 | △ 101 | △ 101 | △ 101 |
| 株主資本合計 | 6,404 | 4,195 | 5,102 |
| 純資産合計 | 6,487 | 4,228 | 5,062 |
| 負債純資産後継 | 22,900 | 18,040 | 17,893 |

●損益計算書

| 科目 | 金額(百万円) | | |
|-------------|----------|----------|----------|
| | 2022年3月期 | 2023年3月期 | 2024年3月期 |
| 売上高 | 10,108 | 20,155 | 25,725 |
| 売上原価 | 3,079 | 6,506 | 7,901 |
| 売上総利益 | 7,029 | 13,649 | 17,824 |
| 販売費および一般管理費 | 11,611 | 15,316 | 16,523 |
| 営業利益 | △ 4,582 | △ 1,667 | 1,300 |
| 営業外収益 | 7,938 | 132 | 216 |
| 営業外費用 | 102 | 101 | 70 |
| 経常利益 | 3,252 | △ 1,635 | 1,446 |
| 特別利益 | 142 | 2 | 34 |
| 特別損失 | 2,346 | 415 | 740 |
| 税引前当期純利益 | 1,048 | △ 2,049 | 740 |
| 法人税等調整額 | △ 177 | △ 32 | △ 197 |
| 当期純利益 | 1,226 | △ 2,016 | 938 |

6. グループ売上・出店状況

(1)グループ全店舗売上高推移

| 期 間 | 売 上 高(百万円) |
|-----------------|------------|
| 2020年4月～2021年3月 | 19,517 |
| 2021年4月～2022年3月 | 15,831 |
| 2022年4月～2023年3月 | 29,819 |
| 2023年4月～2024年3月 | 37,667 |

(2)店舗数の推移

| | 加盟店 | 直営店 | 子会社 | 総合計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 2021年 3月末 | 207 | 366 | 37 | 610 |
| 2022年 3月末 | 174 | 332 | 37 | 543 |
| 2023年 3月末 | 156 | 313 | 38 | 507 |
| 2024年 3月末 | 148 | 305 | 26 | 479 |

7. 加盟社の店舗に関する事項

| 期 間 | 新規営業開始 | 契約終了 |
|-----------------|--------|------|
| 2021年4月～2022年3月 | 9 | 37 |
| 2022年4月～2023年3月 | 8 | 27 |
| 2023年4月～2024年3月 | 4 | 11 |

8. 訴訟件数

・直近5事業年度の各事業年度内に加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より定期した訴えの件数

| 年度 | 加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数 | 当社より提起した訴えの件数 |
|--------|----------------------------|---------------|
| 2020年度 | 0 | 0 |
| 2021年度 | 0 | 0 |
| 2022年度 | 0 | 0 |
| 2023年度 | 0 | 0 |
| 2024年度 | 0 | 0 |

第2部フランチャイズ契約の要点

【注】以下の要点は、当社が展開するフランチャイズチェーンにおける典型的なひな型を基に、その概要を説明するものです。その詳細については、個々のフランチャイズ契約において定めるものであり、また以下の要点と相違する場合がありますが、この場合は締結されたフランチャイズ契約等に基づいて契約は成立いたします。したがって、必ず個別のフランチャイズ契約等の締結に先立ち、当社からの具体的な説明を受け、ご納得をいただいた上で加盟希望者様ご自身のご判断にしたがって契約書を締結くださいますようお願い申し上げます。

1. 契約の名称等

「フランチャイズ契約」(別表を含みます)

なお、当社フランチャイズの多くの例では、店舗建物を当社が所有者等から賃貸し、これを加盟店様に転賃することとしていますので、この場合にはフランチャイズ契約とは別に、「転賃貸借契約」等を締結いただきます。

2. 売上・収益予測についての説明

- ① 当社が提示する諸資料(簡易試算表を含む)は、店舗における売上高・収益等について、何ら保証を与えるものではありません。店舗の経営に関する全てのリスクは加盟店様ご自身が負担するという原則をご理解いただいた上で、フランチャイズ契約等を締結して下さい。
- ② ご加盟に際して後述の営業継承費のお支払いをいただく場合であっても、店舗における売上高・収益等については、過去の営業実績を含めて、当社は何ら保証するものではありません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

① 金銭の額または算定方法

- (1)加盟金 概ね 300 万円を目安とし、ご提案いたします。
- (2)営業継承費 当社が提示する簡易試算表の営業利益に対して 1～2年間分を目安としてご提案いたします。
- (3)店舗取得手数料 当社が提示する簡易試算表の賃料(営業料)の 1 カ月分を、ご提案いたします。

- (4)コンサルタント料 坪数に応じて、最大 100 万円でご提案いたします。
- (5)採用・教育費 実費をご請求いたします。
- (6)消耗品代金 原則、100 万円以下とするようご提案いたします。
- (7)ユニホーム代等 実費をご請求いたします。
- (8)転借保証金・前払い賃料等
当社の算出に基づき協議をさせていただき、フランチャイズ契約及び転賃貸借契約において定めます。

② 性質

- (1)加盟金 チムニーフランチャイズシステムに基づき、店舗の出店許諾、標章等の使用許諾及び経営ノウハウ等の提供を受ける地位を取得することに対する対価。
- (2)営業継承費 契約締結前に飲食店の営業実績を有する既存店舗である場合に、当該実績に基づいてお支払いいただく費用(但し営業継承費のお支払いがあった場合でも売上高・収益等について、何ら保証するものではありません)。
- (3)店舗取得手数料 転賃貸借契約締結のための費用及び手数料。
- (4)コンサルタント料 店舗の内外装の設計・デザインのコンサルタント業務に対する費用。
- (5)採用・教育費 店舗従業員の採用・教育費。
- (6)消耗品代金 店舗消耗品の譲渡代金。
- (7)ユニホーム代等 店舗従業員等の指定ユニホーム代。
- (8)転借保証金 転賃貸借契約等が締結される場合の、フランチャイズ契約及び付随契約等に基づく一切の債務を担保するための預託金。
- (9)前払い賃料等 転賃貸借契約等が締結される場合の前払賃料等。

③ お支払いいただく時期 オープンする前日まで。

④ お支払いいただく方法 当社指定の銀行口座への振込送金。

⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件

- (1)加盟金・営業継承費・店舗取得手数料・コンサルタント料・採用教育費・消耗品代金・ユニホーム代等

➡理由の如何を問わず、返還されません。但し、店舗営業を開始する前の実習等から当社がフランチャイズ契約を解除する場合には、実習費用、その他実費を差し引いた残金を返還いたします。

(2) 転借保証金・前払い賃料等

➡転賃貸借契約の定めに従い清算されます。但し、転借保証金に所定の償却費用が派生する場合がございます。

4. オープンアカウント・売上金等の送金

① 売上金の送金

➡店舗における毎日の売上金を、原則として翌日 15 時まで、当社指定の銀行口座にご入金いただきます。

② 売上預り金のお支払い

➡当社は売上預り金を毎月末日に締めた上、翌月 20 日(銀行休業日に当たる時はその前日)までに、ロイヤリティ・食材等の代金・賃料等その他フランチャイズ契約等から生じる加盟店様の当社に対する一切の債務と相殺した残金を、加盟店様の指定する銀行口座に送金いたします。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

➡加盟店様に対する金銭の貸付・貸付のあっせんは実施しておりません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

① 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類

➡店舗で使用する食材・酒類・清涼飲料・原材料・設備費・什器備品・副資材・消耗品その他の物品及びサービス。

② 商品等の供給条件

➡チムニーフランチャイズシステムの独自性・信用を維持し、かつ加盟店様への安定的・経済的な供給及びお客様への安全・安心・衛生的な飲食サービスの提供等を確保するため、加盟店様は原則として当社又は当社が指定する業者より店舗の経営に必要な食材等の購入をしていただきます。購入をしていただいた食材等は、当社店舗以外の場所で販売したり、店舗の営業以外の用途に使用してはなりません。また、フランチャイズ契約に違反するなどの所定の事由が生じ

た場合は、食材等の供給等を停止するなどの措置を採らせていただくことがあります。

③ 配送日・時間・回数に関する事項

➡一部店舗を除き原則として、水曜と日曜の配送はお休みとし、それ以外の曜日は配送いたします。具体的な配送時間や回数については、配送エリア全体の物流効率を勘案して当社において決定いたします。

④ 仕入先の推奨制度

➡前記のとおり、原則として当社又は当社の指定する業者より店舗の経営に必要な食材等の購入をしていただきます。但し、あらかじめ書面による当社の承諾がある場合で、加盟店様の購入価格の報告が逐次なされるときは適用されませんが、この場合であっても当社が食材の仕様・規格を設定できるものとし、当社が不適當であると判断した場合は、いつでも承諾を撤回できるものとしします。

⑤ 発注方法

➡店舗に導入されるチムニー情報システムを通じて、当社指定方法により発注していただきます。

⑥ 売買代金の決済方法

➡食材等の代金は前記のとおり、加盟店様から入金される日々の売上預り金を毎月月末に締めた上、翌月 20 日に相殺する方法で決済いたします。相殺後に当社に対する債務が残る場合は、当社の指定日までに当社の指定する銀行口座に送金していただきます。

⑦ 返品

➡加盟店様都合による返品はできません。

⑧ 在庫管理等

➡マニュアルに規定された要件を含め、当社の定める基準にしたがい食品の衛生的な取扱い等を遵守して、加盟店様の責任において管理していただきます。

⑨ 販売方法

➡マニュアルに規定された要件を含め、当社の定める基準にしたがって食品の調理加工・提供方法・品質・価格設定・外観・清潔さ・快適なサービスの方法及び販売促進活動方法等を遵守していただきます。

⑩ 許認可を要する商品の販売について

➡該当はありません。

7. 経営の指導に関する事項

① 加盟に際しての研修等の実施の有無

➡開店に際して、当社が定めた教育訓練システム(実習)を受講していただきます。店舗の開店前後の1週間、経営指導及び営業支援のため担当のスーパーバイザーまたはそれに準ずる者を1名派遣いたします。

② 加盟に際し行われる研修の内容

➡内容・スケジュールについては、別途当社において定めます。

③ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数

➡当社は、店舗の運営に必要な各種のマニュアル・ノウハウ等を加盟店様に提供し、これに基づく経営指導を行います。営業開始後は、必要に応じて(特に回数の定めはありません)、スーパーバイザーまたはそれに準じる者を店舗に派遣し、または電話・FAX・電子メール等にて経営指導を行います。

➡実施棚卸への立会い、店舗への立入調査等を行うことがあります。その他、当社は適正な店舗運営・お客様への補償・対応等・食中毒の発生防止等・ユニホームの着用・販売促進活動について指導させていただきます。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項



① 標章等の使用についての条件

- ➡加盟店様は店舗の営業のため、フランチャイズ契約に定める範囲・方法において、標章等を使用することができます。フランチャイズ契約が終了した後は、当社の標章等の使用を停止していただきます。

9. 契約期間・更新及び契約解除に関する事項

① 契約期間

- ➡原則として契約締結日から5年間(更新後の契約期間は3年)とします。

② 契約更新の条件及び手続き

- ➡期間満了に先立つ所定の期間内に、当社または加盟店様から書面により更新しない旨の通知が無い時は、当然に更新されるものとします。フランチャイズ契約の初回の更新にあたっては、所定の更新料を、お支払いいただきます。(2回目以降の更新については、更新料は生じません)。更新用の契約書を締結いたします。
- ➡転賃貸借契約等に関する更新料は、上記フランチャイズ契約の更新料とは別途に生じます。

③ 契約解除の要件及び手続き

- ➡営業開始前の契約解除について
営業開始前の実習等から、当社において店舗を経営していくことに支障があると判断した場合には、フランチャイズ契約を解除することがあります。
- ➡中途解約について
原則として、当社または加盟店様から店舗の経営を廃止することの書面による申入れを行い、相手方がこれをやむを得ないものとして書面により承諾したときは、この承諾があった日から所定の期間を経過した日をもって、フランチャイズ契約は解約されます。
- ➡当然終了について
加盟店様がお亡くなりになった場合等には原則として、当然にフランチャイズ契約は終了いたします。但し、相続人の方によって継承されることがあります。
- ➡契約解除等について
当社または加盟店様は、相手方に信用不安・債務不履行等の所定の事由が生じたときに、フランチャイズ契約の解除、損害賠償の請求等を行うことができます。なお、当社は加盟店様に対し、違反の程度・

是正の見通し等を総合的に斟酌して、決済条件の見直し・食材等の供給等の停止・スーパーバイザー等の派遣停止・その他の措置を採らせていただくことがあります。

④ 契約解除によって生じる損害賠償の額と算定方法、その他義務の内容

➡営業開始前の契約解除について

当社は加盟店様に対し、受領済みの加盟金等から、実習費用・その他実費を差し引いた残金を返還いたします。なお、原則として当社は加盟店様に対し損害賠償の義務は負いません。

➡中途解約について

解約者は相手方に対し、解約金として金 100 万円及び実損害の賠償をするものとします。なお、加盟店様は当社に対し特定内外装等に関する所定の残使用料及び転賃貸借契約に基づく中途解約違約金等を清算するものとします。

➡契約解除等について

解除をした者は相手方に対し、違約金として金 100 万円及び実損害の賠償を求めることができるものとします。(なお、競業禁止義務違反による場合は、別途損害賠償額についての定めがあります)。また、加盟店様は当社に対し、特定内外装等に関する所定の残使用料及び転賃貸借契約に基づく中途解約違約金等を清算するものとします。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

① 金銭の額または算定方法

- (1) 賃料・共益費・看板使用料・更新料等 : 転賃貸借契約等において定める金額。
- (2) 特定内外装等の使用料 : 簡易試算表において定める金額。
- (3) ロイヤリティ : A 月額総売上高 334 万円未満は、一律 10 万円。
B 月額総売上高 334 万円以上の場合、
月額総売上に対し 3.0% の金額。
- (4) チムニー情報システム使用料 : 簡易試算表において定める金額。
- (5) メニュー作成代 : 簡易試算表において定める金額。
- (6) 諸経費(水道光熱費・通信費等) : フランチャイズ契約及び転賃貸借契約等の定めに基づき使用量に応じて定まる金額。
- (7) チムニー共栄会費 : 月額 3,000 円。

- (8) その他：保険及び警備システム使用料等について、加盟店様に加入が義務付けられているものがあります。

② 金銭の性質

- (1) 賃料・共益費・看板使用料・更新料等：転賃貸借契約等に基づく対価。
- (2) 特定内外装等の使用料：特定内外装等の使用の対価。
- (3) ロイヤリティ：加盟後のフランチャイズの方法によるチームチェーンにおいて、当社の定める標章等・マニュアル等を用いて当社が経営ノウハウを提供し、または経営指導等を行うことの対価。
- (4) チムニー情報システム使用料：チムニー情報システム使用の対価。
- (5) メニュー作成代：メニュー作成・指導の対価。
- (6) 諸経費：各諸経費の生じる理由に応じた対価。
- (7) チムニー共栄会費：加盟店様と直営店舗で構成される共栄会の運用経費等に充てるための会費。

③ お支払いの時期

- ➡お支払い時期は前記のとおり、翌20日(毎月末日締めの上、翌20日)と相殺する方法で決済となります。

④ お支払いの方法

- ➡前記のとおり、定期的にお支払いいただく金銭についても、加盟店様から入金される日々の売上預り金を毎月月末に締めた上、翌20日に相殺する方法で決済いたします。
- ➡相殺後に当社に対する債務が残る場合は、当社の指定日までに、当社の指定する銀行口座に送金していただきます。
- ➡諸費用・保険及び警備システム使用料等については、加盟店様にて直接または当社を通じてお支払いいただきます。

⑤ 当該金銭の返還の有無

- ➡返還はいたしません。

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

- ➡店舗立地・客層等を考慮して簡易試算表において定めます。

12. テリトリー権の有無

➡テリトリー権はありません。但し、フランチャイズ契約に定める所定の区域内においては、加盟店様の合意がない限り、当社は加盟店様の店舗と同じブランドを使用したチムニーチェーンに属する他の店舗を設置いたしません(所定の区域外への出店または他のブランドによる出店は制限されません)。

13. 競業禁止義務の有無

① 加盟店等の競業禁止義務の内容について

- (1) 加盟店様はフランチャイズ契約期間中及び終了後において、その地域や名義を問わず、また直接・間接を問わず当社の営業秘密またはノウハウを用いて、居酒屋・割烹・食堂・酒蔵・レストラン・ビストロ・パブ等、その名称の如何に関わらず当社と競合する一切の営業(居酒屋等の営業)を行うことはできません。
- (2) 当社の営業秘密またはノウハウを用いない場合でも、契約期間中及びフランチャイズ契約終了後2年間を経過するまでは、その名義、直接・間接を問わず、店舗の所在する同一市区町村またはフランチャイズ契約に定める区域内で居酒屋等の営業を行うことはできません。(但し、加盟店様において、あらかじめその内容を当社に届け、書面による承諾を得ている場合を除きます)。

② 競業禁止違反の場合の損害賠償等について

➡競業禁止違反をした者は相手方に対し、違約金として金100万円及び実損害の賠償を求めることができるものとします。(なお、競業禁止義務違反による場合は、別途損害賠償額についての定めがあります)。また、特定内外装等に関する残使用料及び転賃貸借契約に基づく中途解約違約金等の定めがある場合はご清算いただきます。

14. 守秘義務の有無

➡当社及び加盟店様(その従業員も含みます)は、フランチャイズ契約等に基づいて知り得た秘密情報を法令等によって開示の義務を負う場合、またフランチャイズ契約等の義務を履行するために必要やむを得ない場合を除いて、第三者にこれを開示してはなりません。

15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

- ① 内外装等の設計・デザイン及びその施行工事の業者の指定について
➡チムニーチェーンに対するお客様からの信頼を維持し、ブランドイメージの統一を図るため、店舗の内外装等(店舗の一切の内外装・諸設備・看板・什器備品等をいい、その搬入工事・設置工事も含まれます)の設計・デザイン及びその施行工事の業者については、当社が指定いたします。なお、営業開始後における内外装等の改装等(新設・改装・入替えまたは修理)についても同様とします。
- ② 内外装等に関する設計・デザインのコンサルタント料について
➡加盟時の内外装等に関する設計・デザインのコンサルタント料はフランチャイズ契約において定めます。また、改装等に際してのコンサルタント料は、その規模に応じて10万円から100万円の範囲で協議するものとします。
- ③ 特定内外装等について
➡当社は加盟店様に対し、特定の内外装等の使用を有償とし、その使用料及び使用方法等をフランチャイズ契約において定めるものとします。
- ④ 改装等
 - (1) 加盟店様が内外装等の改装等を行うときは、あらかじめ当社と協議の上、書面による同意を得なければなりません。
 - (2) 防犯上・防災上の理由と当社ブランドに対するお客様のイメージ・信頼等から判断して、破損・汚損・老朽化等により改装等の必要が認められる場合は、当社の指示にしたがい、加盟店様のご負担により改装等を行っていただくことがあります。当社ブランドの長期的発展及び拡大を図ることなどから5年毎を目処として改装等について協議をさせていただきます。

16. 契約違反をした場合の違約金・その他の義務に関する事項

- ① 契約解除等について
➡解除をした者は相手方に対し、違約金として金100万円及び実損害の賠償を求めることができるものとします(なお、競業禁止義務違反による場合は、別途損害賠償額についての定めがあります)。また、特定内外装等に関する残使用料及び転賃貸借契約に基づく中途解約違約金等の定めがある場合はご清算いただきます。
- ② 遅延損害金について
➡加盟店様がフランチャイズ契約等に基づいて負担する債務の支払い

を遅滞したときは、年利 14.6%(年 365 日の日割計算)の割合による遅延損害金を、お支払いいただきます。

17. 事業活動上の損失に対する補償の有無

➡損失補填は行っておりません。

18. 特約等

➡個々のフランチャイズ契約における特約がある場合は、別表にて規定しています。

中小小売商業振興法の抜粋

(特例連鎖化事業の運営の適正化)

第11条

連鎖化事業であつて、当該連鎖化事業に係る約款に、加盟者に特定の商標、商号その他の表示を使用させる旨及び加盟者から加盟に際し加盟金、保証金その他の金銭を徴収する旨の定めがあるもの(以下「特定連鎖化事業」という。)を行う者は、当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者と契約を締結しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その者に対し、次の事項を記載した書面を交付し、その記載事項について説明をしなければならない。

- 一、加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項
- 二、加盟者に対する商品の販売条件に関する事項
- 三、経営の指導に関する事項
- 四、使用させる商標、商号その他の表示に関する事項
- 五、契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項
- 六、前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

中小小売業振興法施行規則の抜粋

(特定連鎖化事業の運営の適正化)

第10条 法第11条第1項第6号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1、当該特定連鎖化事業を行う者の氏名又は名称、住所及び常時使用する従業員の数並びに法人にあつては役員の役職名及び氏名
- 2、当該特定連鎖化事業を行う者の資本の額又は出資の総額及び主要株主(発行済株式の総数又は出資の総額の100分の10以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。)の氏名又は名称並びに他に事業を行っているときは、その種類
- 3、当該特定連鎖化事業を行う者が、その総株主又は総社員の議決権の過半に相当する議決権を自己又は他人の名義をもつて有している者の名称及び事業の種類
- 4、当該特定連鎖化事業を行う者の直近の三事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書類
- 5、当該特定連鎖化事業を行う者の当該事業の開始時期
- 6、直近の三事業年度における加盟者の店舗の数の推移に関する事項
- 7、加盟者の店舗のうち、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件(次条において単に「立地条件」という。)が類似するものの直近の三事業年度の収支に関する事項

- 8、直近の五事業年度において、当該特定連鎖化事業を行う者が契約に関し、加盟者又は加盟者であつた者に対して提起した訴えの件数及び加盟者又は加盟者であつた者から提起された訴えの件数
- 9、加盟者の店舗の営業時間並びに営業日及び定期又は不定期の休業日
- 10、当該特定連鎖化事業を行う者が、加盟者の店舗の周辺の地域において当該加盟者の店舗における小売業と同一又はそれに類似した小売業を営む店舗を自ら営業し又は当該加盟者以外の者に営業させる旨の規定の有無及びその内容
- 11、契約の期間中又は契約の解除若しくは満了の後、他の特定連鎖化事業への加盟禁止、類似事業への就業制限その他加盟者が営業活動を禁止又は制限される規定の有無及びその内容
- 12、契約の期間中又は契約の解除若しくは満了の後、加盟者が当該特定連鎖化事業について知り得た情報の開示を禁止又は制限する規定の有無及びその内容
- 13、加盟者から定期的に金銭を徴収するときは、当該金銭に関する事項
- 14、加盟者から定期的に売上金の全部又は一部を送金させる場合にあってはその時期及び方法
- 15、加盟者に対する金銭の貸付け又は貸付けのあっせんを行う場合にあっては、当該貸付け又は貸付けのあっせんに係る利率又は算定方法その他の条件
- 16、加盟者との一定期間の取引より生ずる債権債務の相殺によって発生する残額の全部又は一部に対して利息を附する場合にあっては、当該利息に係る利率又は算定方法その他の条件
- 17、加盟者の店舗の構造又は内外装について加盟者に特別の義務を課すときは、その内容
- 18、特定連鎖化事業を行う者又は加盟者が契約に違反した場合に生じる金銭の額又は算定方法その他の義務の内容

第11条 法第11条第1項の規定により、特定連鎖化事業を行う者が当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者に対して交付する書面には、次の表の上欄に掲げる事項については、少なくとも同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

- 1、加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項
 - イ、徴収する金銭の額又は算定方法
 - ロ、加盟金、保証金、備品代その他の徴収する金銭の性質
 - ハ、徴収の時期
 - ニ、徴収の方法
 - ホ、当該金銭の返還の有無及びその条件
- 2、加盟者に対する商品の販売条件に関する事項
 - イ、加盟者に販売し、又は販売をあっせんする商品の種類

- 、当該商品の代金の決済方法
- 3、経営の指導に関する事項
 - イ、加盟に際しての研修又は講習会の開催の有無
 - 、加盟に際して研修または講習会が行われるときは、その内容
 - ハ、加盟者に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数
- 4、使用させる商標、商号その他の表示に関する事項
 - イ、当該使用させる商標、商号その他の表示
 - 、当該表示の使用について条件があるときは、その内容
- 5、契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項
 - イ、契約の期間
 - 、契約更新の条件及び手続き
 - ハ、契約解除の要件及び手続き
 - ニ、契約解除によって生じる損害賠償金の額又は算定方法その他の義務の内容
- 6、直近の三事業年度における加盟者の店舗の数の推移に関する事項
 - イ、各事業年度の末日における加盟者の店舗の数
 - 、各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗の数
 - ハ、各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗の数
 - ニ、各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗の数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗の数
- 7、加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項
 - イ、徴収する金銭の額又は算定に用いる売上、費用等の根拠を明らかにした算定方法
 - 、商号使用料、経営指導料その他の徴収する金銭の性質
 - ハ、徴収の時期
 - ニ、徴収の方法

【フランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方】

はじめに

我が国においては、フランチャイザー(以下「本部」という。)とフランチャイジー(以下「加盟者」という。)から構成されるフランチャイズシステムを用いる事業活動の形態が増加してきているが、最近、従来の小売業及び外食業のみならず、各種のサービス業など広範な分野において活用され、また、当該市場における比重を高めつつある。フランチャイズシステムは、本部にとっては、他人の資本・人材を活用して迅速な事業展開が可能となり、また、加盟者にとっては、本部が提供するノウハウ等を活用して独立・開業が可能となるとい

う特徴を有しており、今後とも、広範な分野の市場において、フランチャイズシステムを活用して多くの事業者が新規参入し、当該市場における競争を活発なものとするのが期待されている。

その一方で、このようなフランチャイズシステムを用いる事業活動の増加に伴い、本部と加盟者の取引において様々な問題が発生しており、独占禁止法上の問題が指摘されることも少なくない。

公正取引委員会は、本部と加盟者の取引において、どのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体的に明らかにすることにより、本部の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な事業活動の展開に役立てるために、「フランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について」(昭和五八年九月二〇日公正取引委員会事務局)を策定・公表しているところであるが、その後のフランチャイズシステムを活用した事業活動の増大や各市場におけるその比重の高まり等の変化を踏まえ、以下のとおり改訂し、今後、これによることとする。

1 一般的な考え方

- (1) フランチャイズシステムの定義は様々であるが、一般的には、本部が加盟者に対して、特定の商標、商号等を使用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・経営について、統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態であるとされている。本考え方は、その呼称を問わず、この定義に該当し、下記(3)の特徴を備える事業形態を対象としている。
- (2) フランチャイズシステムにおいては、本部と加盟者がいわゆるフランチャイズ契約を締結し、この契約に基づいて、本部と各加盟者があたかも通常の企業における本店と支店であるかのような外観を呈して事業を行っているものが多いが、加盟者は法律적으로는本部から独立した事業者であることから、本部と加盟者間の取引関係については独占禁止法が適用されるものである。
- (3) フランチャイズシステムにおける取引関係の基本は、本部と加盟者との間のフランチャイズ契約であり、同契約は、おおむね次のような事項を含む統一的契約である。

- [1] 加盟者が本部の商標、商号等を使用し営業することの許諾に関するもの
 - [2] 営業に対する第三者の統一的イメージを確保し、加盟者の営業を維持するための加盟者の統制、指導等に関するもの
 - [3] 上記に関連した対価の支払に関するもの
 - [4] フランチャイズ契約の終了に関するもの
- フランチャイズ契約の下で、加盟者が本部の確立した営業方針・体制の下で統一的な活動をすることは、一般的に企業規模の小さな加盟者の事業能力を強化、向上させ、

ひいては市場における競争を活発にする効果があると考えられる。

しかしながら、フランチャイズシステムにおいては、加盟者は、本部の包括的な指導等を内容とするシステムに組み込まれるものであることから、加盟希望者の加盟に当たっての判断が適正に行われることがとりわけ重要であり、加盟者募集に際しては、本部は加盟希望者に対して、十分な情報を開示することが望ましく、また、フランチャイズ契約締結後の本部と加盟者との取引においては、加盟者に一方的に不利益を与えたり、加盟者のみを不当に拘束するものであってはならない。

- (4) フランチャイズシステムにおける本部の加盟者募集及びフランチャイズ契約締結後の本部と加盟者との取引に関し、独占禁止法上問題とされる事項を例示すれば以下のとおりであるが、これはあくまでも主たる事項についてのものであり、個々の本部の具体的な活動が独占禁止法に違反するかどうかは個別事案ごとの判断を要するものである。

2 本部の加盟者募集について

- (1) フランチャイズ本部は、事業拡大のため、広告、訪問等で加盟者を募り、これに応じて従来から同種の事業を行っていた者に限らず給与所得者等当該事業経験を有しない者を含め様々な者が有利な営業を求めて加盟しているが、募集に当たり、加盟希望者の適正な判断に資するため、十分な情報が開示されていることが望ましい。

また、加盟希望者側でも当該フランチャイズシステムの事業内容について自主的に十分検討を行う必要があることはいうまでもない。

- (2)ア 現在、小売商業におけるフランチャイズシステムについては、中小小売商業振興法(外部サイトへリンク 新規ウインドウで開きます)により、特定の目的のため、同法の対象となる本部に対して、一定の事項について情報開示・説明義務が課されており、また、業界において、フランチャイズ契約に関する情報の登録・開示が推進されているが、独占禁止法違反行為の未然防止の観点からも、加盟希望者の適正な判断に資するよう本部の加盟者の募集に当たり、次のような事項について開示が的確に実施されることが望ましい(注1)。

- [1] 加盟後の商品等の供給条件に関する事項(仕入先の推奨制度等)
- [2] 加盟者に対する事業活動上の指導の内容、方法、回数、費用負担に関する事項
- [3] 加盟に際して徴収する金銭の性質、金額、その返還の有無及び返還の条件
- [4] 加盟後、本部の商標、商号等の使用、経営指導等の対価として加盟者が本部に定期的に支払う金銭(以下「ロイヤリティ」という。)の額、算定方法、徴収の時期、徴収の方法
- [5] 本部と加盟者間の決済方法の仕組み・条件、本部による加盟者への融資の利率等に関する事項
- [6] 事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容並びに経営不振となった場合の本部による経営支援の有無及びその内容

- [7] 契約の期間並びに契約の更新、解除及び中途解約の条件・手続に関する事項
- [8] 加盟後、加盟者の店舗の周辺の地域に、同一又はそれに類似した業種を営む店舗を本部が自ら営業すること又は他の加盟者に営業させることができるか否かに関する契約上の条項の有無及びその内容並びにこのような営業が実施される計画の有無及びその内容
- イ 加盟者募集に際して、予想売上げ又は予想収益を提示する本部もあるが、これらの額を提示する場合には、類似した環境にある既存店舗の実績等根拠ある事実、合理的な算定方法等に基づくことが必要であり、また、本部は、加盟希望者に、これらの根拠となる事実、算定方法等を示す必要がある。なお、加盟希望者側においても、フランチャイズシステムに加盟するには、相当額の投資を必要とする上
- [1] 今後、当該事業を継続して行うことを前提に加盟交渉が行われていること
- [2] 加盟後の事業活動は、一般的な経済動向、市場環境等に大きく依存するが、これらのことは、事業活動を行おうとする者によって相当程度考慮されるべきものであることに留意する必要がある。
- ウ 加盟者募集に際して、本部が営業時間や臨時休業に関する説明をするに当たり、募集する事業において特定の時間帯の人手不足、人件費高騰等が生じているような場合等その時点で明らかになっている経営に悪影響を与える情報については、加盟希望者に当該情報を提示することが望ましく、例えば、人手不足に関する情報を提示する場合には、類似した環境にある既存店舗における求人状況や加盟者オーナーの勤務状況を示すなど、実態に即した根拠ある事実を示す必要がある。
- エ なお、加盟希望者側においても、フランチャイズシステムに加盟するには、相当額の投資を必要とする上
- ① 今後、当該事業を継続して行うことを前提に加盟交渉が行われていること
- ② 加盟後の事業活動は、一般的な経済動向、市場環境等に大きく依存するが、これらのことは、事業活動を行おうとする者によって相当程度考慮されるべきものであることに留意する必要がある。
- (注 1) 中小小売商業振興法は、同法の対象となる本部が加盟希望者に対して、契約締結前に一定の事項を記載した書面を交付し、説明することを義務付けているが、独占禁止法違反行為の未然防止の観点からも、本部は、加盟希望者が契約締結について十分検討を行うために必要な期間を置いて、上記に掲げるような重要な事項について記載した書面を交付し、説明することが望ましい。
- (3) 本部が、加盟者の募集に当たり、上記(2)に掲げるような重要な事項について、十分な開示を行わず、又は虚偽若しくは誇大な開示を行い、これらにより、実際のフランチャイズシステムの内容よりも著しく優良又は有利であると誤認させ、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引する場合には、不公正な取引方法の一般指定の第八項(ぎまんの顧客誘引)に該当する。

一般指定の第八項(ぎまんの顧客誘引)に該当するかどうかは、例えば、次のような事項を総合勘案して、加盟者募集に係る本部の取引方法が、実際のものよりも著しく優良又は有利であると誤認させ、競争者の顧客を不当に誘引するものであるかどうかによって判断される。

- [1] 予想売上げ又は予想収益の額を提示する場合、その額の算定根拠又は算定方法が合理性を欠くものでないか。また、実際には達成できない額又は達成困難である額を予想額として示していないか。
- [2] ロイヤリティの算定方法に関し、必要な説明を行わないことにより、ロイヤリティが実際よりも低い金額であるかのように開示していないか。例えば、売上総利益には廃棄した商品や陳列中紛失等した商品の原価(以下「廃棄ロス原価」という。)が含まれると定義した上で、当該売上総利益に一定率を乗じた額をロイヤリティとする場合、売上総利益の定義について十分な開示を行っているか、又は定義と異なる説明をしていないか。
- [3] 自らのフランチャイズシステムの内容と他本部のシステムの内容を、客観的でない基準により比較することにより、自らのシステムが競争者に比べて優良又は有利であるかのように開示をしていないか。例えば、実質的に本部が加盟者から徴収する金額は同水準であるにもかかわらず、比較対象本部のロイヤリティの算定方法との差異について説明をせず、比較対象本部よりも自己のロイヤリティの率が低いことを強調していないか。
- [4] フランチャイズ契約を中途解約する場合、実際には高額な違約金を本部に徴収されることについて十分な開示を行っているか、又はそのような違約金は徴収されないかのように開示していないか(注2)。

(注2) フランチャイズ契約において、中途解約の条件が不明確である場合、加盟に当たって加盟希望者の適正な判断が妨げられるだけでなく、加盟後においても、加盟者はどの程度違約金を負担すれば中途解約できるのか不明であるために解約が事実上困難となることから、本部は中途解約の条件をフランチャイズ契約上明確化するとともに、加盟者募集時に十分説明することが望ましい。

3 フランチャイズ契約締結後の本部と加盟者との取引について

フランチャイズ契約においては、本部が加盟者に対し、商品、原材料、包装資材、使用設備、機械器具等の注文先や店舗の清掃、内外装工事等の依頼先について本部又は特定の第三者を指定したり、販売方法、営業時間、営業地域、販売価格などに関し各種の制限を課すことが多い。フランチャイズ契約におけるこれらの条項は、本部が加盟者に対して供与(開示)した営業の秘密を守り、また、第三者に対する統一したイメージを確保すること等を目的とするものと考えられ、このようなフランチャイズシステムによる営業を的確に実施する限度にとどまるものであれば、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、フランチャイズ契約又は本部の行為が、フランチャイズシステムによる営業を

的確に実施する限度を超え、加盟者に対して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法第二条第九項第五号(優越的地位の濫用)に、また、加盟者を不当に拘束するものである場合には、一般指定の第一〇項(抱き合わせ販売等)又は第一二項(拘束条件付取引)等に該当することがある。

(1) 優越的地位の濫用について

加盟者に対して取引上優越した地位(注3)にある本部が、加盟者に対して、フランチャイズシステムによる営業を的確に実施する限度を超えて、正常な商慣習に照らして不当に加盟者に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合には、フランチャイズ契約又は本部の行為が独占禁止法第二条第九項第五号(優越的地位の濫用)に該当する。

(注3) フランチャイズシステムにおける本部と加盟者との取引において、本部が取引上優越した地位にある場合とは、加盟者にとって本部との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、本部の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、加盟者の本部に対する取引依存度(本部による経営指導等への依存度、商品及び原材料等の本部又は本部推奨先からの仕入割合等)、本部の市場における地位、加盟者の取引先の変更可能性(初期投資の額、中途解約権の有無及びその内容、違約金の有無及びその金額、契約期間等)、本部及び加盟者間の事業規模の格差等を総合的に考慮する。

ア フランチャイズシステムにおける本部と加盟者との取引において、個別の契約条項や本部の行為が、独占禁止法第二条第九項第五号(優越的地位の濫用)に該当するか否かは、個別具体的なフランチャイズ契約ごとに判断されるが、取引上優越した地位にある本部が加盟者に対して、フランチャイズシステムによる営業を的確に実施するために必要な限度を超えて、例えば、次のような行為等により、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、本部の取引方法が独占禁止法第二条第九項第五号(優越的地位の濫用)に該当する。

(取引先の制限)

- 本部が加盟者に対して、商品、原材料等の注文先や加盟者の店舗の清掃、内外装工事等の依頼先について、正当な理由がないのに、本部又は本部の指定する事業者とのみ取引させることにより、良質廉価で商品又は役務を提供する他の事業者と取引させないようにすること。

(仕入数量の強制)

- 本部が加盟者に対して、加盟者の販売する商品又は使用する原材料について、返品が認められないにもかかわらず、実際の販売に必要な範囲を超えて、本部が仕入数量を指示し、当該数量を仕入れることを余儀なくさせること。

(見切り販売の制限)

- 廃棄ロス原価を含む売上総利益がロイヤリティの算定の基準となる場合において、本部が加盟者に対して、正当な理由がないのに、品質が急速に低下する商品等の見切り販売を制限し、売れ残りとして廃棄することを余儀なくさせること
- (注 4) コンビニエンスストアのフランチャイズ契約においては、売上総利益をロイヤリティの算定の基準としていることが多く、その大半は、廃棄ロス原価を売上原価に算入せず、その結果、廃棄ロス原価が売上総利益に含まれる方式を採用している。この方式の下では、加盟者が商品を廃棄する場合には、加盟者は、廃棄ロス原価を負担するほか、廃棄ロス原価を含む売上総利益に基づくロイヤリティも負担することとなり、廃棄ロス原価が売上原価に算入され、売上総利益に含まれない方式に比べて、不利益が大きくなりやすい。

(フランチャイズ契約締結後の契約内容の変更)

- 当初のフランチャイズ契約に規定されていない新規事業の導入によって、加盟者が得られる利益の範囲を超える費用を負担することとなるにもかかわらず、本部が、新規事業を導入しなければ不利益な取扱いをすること等を示唆し、加盟者に対して新規事業の導入を余儀なくさせること。

(契約終了後の競業禁止)

- 本部が加盟者に対して、特定地域で成立している本部の商権の維持、本部が加盟者に対して供与したノウハウの保護等に必要な範囲を超えるような地域、期間又は内容の競業禁止義務を課すこと。

イ 上記アのように個別の契約条項や本部の行為が独占禁止法第二条第九項第五号(優越的地位の濫用)に該当する場合があるほか、フランチャイズ契約全体としてみて本部の取引方法が同項に該当すると認められる場合がある。フランチャイズ契約全体としてみて本部の取引方法が独占禁止法第二条第九項第五号(優越的地位の濫用)に該当するかどうかは、個別具体的なフランチャイズ契約ごとに判断されるが、上記アに例示した事項のほか、例えば、次のようなことを総合勘案して判断される。

- [1] 取扱商品の制限、販売方法の制限については、本部の統一ブランドイメージを維持するために必要な範囲を超えて、一律に(細部に至るまで)統制を加えていないか。
- [2] 一定の売上高の達成については、それが義務的であり、市場の実情を無視して過大なものになっていないか、また、その代金を一方的に徴収していないか。
- [3] 加盟者に契約の解約権を与えず、又は解約の場合高額の違約金を課していないか。
- [4] 契約期間については、加盟者が投資を回収するに足る期間を著しく超えたものになっていないか。あるいは、投資を回収するに足る期間を著しく下回っていないか。

(2) 抱き合わせ販売等・拘束条件付取引について

フランチャイズ契約に基づく営業のノウハウの供与に併せて、本部が、加盟者に対し、自己や自己の指定する事業者から商品、原材料等の供給を受けさせるようにすることが、一般指定の第一〇項(抱き合わせ販売等)に該当するかどうかについては、行為者の地位、行為の範囲、相手方の数・規模、拘束の程度等を総合勘案して判断する必要がある、このほか、かかる取引が一般指定の第一二項(拘束条件付取引)に該当するかどうかについては、行為者の地位、拘束の相手方の事業者間の競争に及ぼす効果、指定先の事業者間の競争に及ぼす効果等を総合勘案して判断される。

(3) 販売価格の制限について

販売価格については、統一的営業・消費者の選択基準の明示の観点から、必要に応じて希望価格の提示は許容される。しかし、加盟者が地域市場の実情に応じて販売価格を設定しなければならない場合や売れ残り商品等について値下げして販売しなければならない場合などもあることから、本部が加盟者に商品を提供している場合、加盟者の販売価格(再販売価格)を拘束することは、原則として独占禁止法第二条第九項第四号(再販売価格の拘束)に該当する。また、本部が加盟者に商品を直接供給していない場合であっても、加盟者が供給する商品又は役務の価格を不当に拘束する場合は、一般指定の第一二項(拘束条件付取引)に該当することとなり、これについては、地域市場の状況、本部の販売価格への関与の状況等を総合勘案して判断される。

説 明 確 認 書

様
店

チムニー株式会社

| | 加盟者 | 本部 |
|--|-----|----|
| ● フランチャイズ本部であるチムニー(株)の経営理念及び会社概要について | 印 | 印 |
| 契約の名称：フランチャイズ契約書 ：定期転賃貸借契約書 | 印 | 印 |
| 簡易試算表の見方（売上・収益の予測であり、実際の売上・利益を 保証するものではない事） | 印 | 印 |
| 商圈の保護とその範囲について（第 3 条） | 印 | 印 |
| 標章等の使用及び保全について（第 4 条・50 条） | 印 | 印 |
| 加盟者が定期的に支払う金銭について（第 11 条・12 条・33 条・ 34 条・35 条・36 条） | 印 | 印 |
| 加盟時に必要な金銭について（第 5 条・6 条・7 条・9 条・11 条・ 12 条） | 印 | 印 |
| S V（スーパーバイザー）の活動内容について（第 15 条・19 条） | 印 | 印 |
| 加盟者に対する商品供給及び販売促進の取り決めについて（第 20 条・21 条・27 条） | 印 | 印 |
| 競業禁止について（第 48 条） | 印 | 印 |
| 加盟時に加入することが必要な保険等について（第 35 条） | 印 | 印 |
| 売上金の預かり制及び送金と振込み（手数料）について（第 31 条・ 32 条） | 印 | 印 |
| 契約期間、契約の更新、契約の解約・解除について（第 40 条・41 | 印 | 印 |

| | | |
|--|---|---|
| 条・43条・44条・45条) | | |
| 契約譲渡に関する取り決めについて（第39条） | 印 | 印 |
| 反社会的勢力の排除（第47条） | 印 | 印 |
| 秘密保持義務について（第53条） | 印 | 印 |
| 契約違反時の違約金、その他の義務について（第46条） | 印 | 印 |
| 消費税等税金の支払義務について | 印 | 印 |
| 労災への加入義務について | 印 | 印 |
| 「食品衛生責任者」及び「防火管理者」資格取得義務について（営業許可証・防火管理者選任届書・深夜営業届書） | 印 | 印 |
| 法定開示書面の交付 | 印 | 印 |

●転貸貸借契約又は営業委託契約●

| | | |
|---------------------------|---|---|
| 転貸貸借室・転貸貸借期間・期間内解約（別表6） | 印 | 印 |
| 賃料（営業料）等及び保証金（別表2・別表6） | 印 | 印 |
| 修繕費等の負担等・遵守事項（第37条） | 印 | 印 |
| 契約の解除及び原状回復（第44条・45条・51条） | 印 | 印 |

●その他説明事項●

| | | |
|-------------------------------|---|---|
| フランチャイズ契約書別表（7）の説明 連帯保証極度額 | 印 | 印 |
|-------------------------------|---|---|

●確認事項●

| | | |
|--|-------|-----|
| 1.キャスト雇用条件 | | |
| ①時給：一般・ | 円 | 高校生 |
| 円 | | |
| *22時以降は深夜料金として25%増 | | |
| ②支払いは、毎月末日締、翌月10日に銀行振込みとする。但し、土曜・日曜・祝日にあたる時は原則としてその前日とします。 | | |
| ③交通費は、1ヶ月15日未満出勤①日額×出勤日数(1日1,200円まで)1ヶ月15日以上出勤。 | | |
| ②月額、上限は月額10,000円です。 | | |
| ④振込みは、三菱東京UFJ銀行への振込みです。(直営時) | | |
| ⑤外国人雇用時(更新含)パスポート、ビザ、外国人登録証明書、資格外活動許可書、学生書(留学・就学の場合)の5点のコピーを添付します。(6ヶ月毎に原本を提出) *6ヶ月以内にパスポート等の証明書類の期限が切れる場合は、別途提出。 | | |
| ⑥直営店にて使用している指紋認証システムは上げます。新たにタイムレコーダー等をご用意頂きます。 | | |
| ⑦ 従食は、希望者に1回の従食を提供する事とし、1食につき従食代として200円(税込)を控除しております。 | | |
| ⑧その他 120時間以上働くキャストは、社会保険の加入義務があり8時間以上の労働時間を越えると残業代(時給×25%増)が発生します。高校生のキャストは、18歳でも卒業式までは、22時までの退店とします。勤務は、21時30分まで。(フリーターも同様) | | |
| ⑨当該店舗の営業時間は、 | 月～木曜日 | ～ 迄 |
| | 金・土曜日 | ～ 迄 |
| | 日・祝日 | ～ 迄 |
| 2、①売上金預かり制度②請求制度 | | |
| ①支払い 毎月末日締。翌月15日まで「預かり金調整書」の送付。20日に振込み。但し、土曜・日曜・祝日に当たる時は原則としてその前日とします。 月末日分の売上金は翌月入金の為、次月度の精算となります。(末日迄の入金額が確定額です。) | | |
| ②特例として売上金は自社管理して頂き、月末締めで当社側の請求書を翌月20日迄に送付し28日迄に振り込む方法があります。特例が認められる場合は、FC契約書特約事項として明記し、事前に当該店舗の原価2ヶ月分程度の商品取引保証金を当社に預けます。 | | |

| |
|--|
| <p>*クレジットは、毎月15日、30日締めにて精算。(「預かり金調整書」に反映するのに15日間の誤差あり)(UCカードのみ、10日、25日締め)</p> |
| <p>3.レジ・タバコ釣り銭</p> |
| <p>①レジ釣り銭 万円・タバコ釣り銭 万円にて設定。建売の場合は原状のまま釣銭を残して、翌月の「預り金調整書」にて精算します。</p> |
| <p>②金庫の暗証番号の変更は、店舗にて店長同士にて引継ぎを行います。 * 月1回は必ず変更します。又店長交替時と暗証番号を知ってる人間が退職時に変更します。</p> |
| <p>4.棚卸し食材・種類・その他</p> |
| <p>直営店としての最終営業終了後に、本部1名、加盟店1名が立会いにて棚卸しを実施します。棚卸し計上の金額は翌月の「預かり金調整書」にて精算。</p> |
| <p>5.必要資格と必要書類 *詳しくは、別途申請書類一式内をご確認下さい。</p> |
| <p>①甲種防火管理責任者資格(講習2日間) *事前に取得 A:申込み *最寄の消防署に申込み。受講申込み書 写真1枚(縦2.5cm×横2.0cm) B:受講費用 6,000円 *各都道府県により異なります</p> |
| <p>②食品衛生責任者資格(講習1日) *事前に取得 A:申込み *最寄の保健所、食品衛生協会にて電話にて申し込みます。 B:受講費用(東京都) 6,600円(別途資格発行料300円) *都道府県により異なります。</p> |
| <p>③営業許可書(保健所) *転換日2週間前には許可書の発行まで終了させます。 (コピー一部を本部に送付) A:必要書類 ・営業許可申請書(1通)・営業設備の大要(地図入り)2通・客席平面図(2通)・厨房図(2通)・厨房機器一覧(2通)・会社謄本(個人事業者は不必要)・食品衛生責任者資格書又は調理師免許 B:費用 16,000円~18,000円(千葉:検便検査有り)(横浜:証明写真)</p> |
| <p>③ 深夜営業届(警察署) *転換日までには申請を終了します。 A:必要書類 ・深夜営業届出書 ・営業の方法 ・営業許可書 ・会社謄本(個人不必要) ・ 住民票(役員全員、個人は自身のもののみ・本籍入り) ・会社定款(個人不必要)・用途地域証明書(23区内不要)・客席平面図 ・客室別面積 ・ 天井伏せ図(照明)</p> |

*以上各3部作成(1部：警察署提出/1部：控え/1部：本部へ送付1部)
警察署提出分以外はコピーで可です。
*上記、内容は各都道府県にて違いがありますので手続きの際には、店舗の最寄の保健所、警察署に必要な書類の確認をします。

6.スタンダード保険の内容(原則A I U保険会社に加盟して頂くことが義務付けられています。詳細につきましてはA I U保険会社の担当者が直接ご説明に参ります。)

①保険料 店舗面積、年間売上高、建物の等級を基準にし、オーナーとA I U保険会社の担当者でご相談のうえ保険金額を設定します。その保険金額により年間保険料も変わります。

②支払 A I U保険会社と直接手続きになります。事前にA I U保険会社の担当者が直接オーナー様を訪問し契約内容に関して取り決めます。契約締結とともに、保険料をお支払い頂きます。

***火災保険**

①現金盗難 火災保険に分類されます。売上金などの盗難。

②什器備品 火事等による什器備品損失に対する補償額。

③商品食材 火事等による食材損失に対する補償額。

④借家人賠償 火災事故などで借店舗に損害を与えた時に大家への賠償責任の補償額。

***施設賠償** 営業中の業務遂行などにより、第三者(主にお客様)に損害賠償を与えた場合の補償。従業員の過失による第三者へのケガ、衣類のクリーニング等の弁償代として。店舗による過失のある事故。(不測且つ突発事故。領収証など必要。)

***生産物賠償責任** 生産物による賠償。(食中毒など)

***保障対象にならない事故**
店内において第三者同士の傷害事故(ケンカ)、第三者同士の盗難、店外にての事故、保守管理など、事故に過失がないと判断された事故。

7.その他

什器・備品・造作等に関しては基本的に現状渡しを基本とします。店長及び調理長は、直営店舗にて実習を行い卒業をするものとします。また、以降の人事異動についてもS Vと面接を行い必要と判断した場合は直営店にて実習を行うものとします。

年 月 日

説明者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、

加盟希望者 _____ 様の理解をいただきました。

説明者 _____ ⑩

加盟希望者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について

説明者 _____ より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名 _____ ⑩